

第4回検討委員会 各グループ意見内容（テーマ：浜田市の強みとなる団体と、その団体に期待する役割）

Aグループ	Bグループ	Cグループ
<p>教育・文化・人づくり・子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員の会 ・保育園、幼稚園 小中学校 ・校長会（小、中） ・PTA 専門学校 ・県立大学 文化協会 公民館 婦人会 ・女性ネットワーク ・子育て支援団体 民生児童委員協議会 ・老人施設協議会 <p>観光・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会 ・神楽社中 <p>地域・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会 ・町内会 ・自治会長会 ・連合自治会 まちづくり委員会 女性の会 ・若者グループ 社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会 ・福祉法人 浜田市健康長寿推進協議会 ・高齢者クラブ <p>安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団 ・自主防災組織 駐在所 ・防犯協会 ・交通安全協会 郵便局 ・医療機関 ・食生活改善推進協議会 消費者問題研究会 <p>生産団体・企業</p> <ul style="list-style-type: none"> JA（女性部） ・JF ・森林組合 浜田商工会議所 ・石央商工会（女性部） 建設業協会 ・NPO 	<p>子ども・健全育成</p> <p>役割：夢・誇り</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供育成会 ・幼児教育団体 ・NPO（おやこ劇場） スポーツ少年団（浜田ボーイズ） スポーツ団体（ボスセイド浜田、ベルガロッソ浜田） PTA ・民生児童委員 見守隊（青パト） ・県立大学（見守りサークル） <p>文化・芸能</p> <p>役割：伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> 神楽社中 ・神社氏子 ・口説き 郷土史家 ・企業メセナ 文化サークル、団体（舞踊、茶道、合唱団、フラダンス） 若者グループ ・老人クラブ <p>地域づくり・まちづくり</p> <p>役割：まちづくりの要</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会 まちづくり推進委員会 自治会 ・連合自治会 公民館 <p>安全・安心</p> <p>役割：見守り・支え合い</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団 ・自主防災組織 ・交通指導員 見守隊 ・商店、事業所（見守り） 高齢者クラブ、サロン ・福祉委員 ・地区社協 医療団体 ・福祉団体 ・食生活改善推進協議会 <p>生産活動・振興</p> <p>役割：可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> JA ・集落営農組合 ・各種農業生産団体 JF ・水産高校 ・森林組合 ・和紙協同組合 郵便局 ・商工会 ・商工会議所 地域生産活動グループ ・起業者 サービス業者（温泉、飲食、理美容） バス、交通機関 	<p>教育・文化・人づくり</p> <p>役割：人材育成、リーダー、活動できる仲間</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校 ・PTA ・行政 ・公民館 子育て支援センター ・保育所 ・幼稚園 NPO ・介護事業所 ・社会福祉協議会 地域協議会 <p>まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり委員会 町内会 ・自治会 <p>地域・福祉</p> <p>役割：安全安心、希望、楽しみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防 ・警察 公民館 ・市民団体（スポーツ、文化） PTA ・社会福祉協議会 会社 ・農業、営農 ・医療機関 <p>生産</p> <p>役割：豊かにする（心、経済）</p> <ul style="list-style-type: none"> JA 商工会 ・商工会議所 新規起業家 生活交通 ・介護団体 買い物支援

条例の項目別（協働のまちづくりに関わる団体と役割）

項 目	団 体	役 割
1.生産団体	<ul style="list-style-type: none"> ・JA（女性部） ・集落営農組合 ・各種農業生産団体 ・森林組合 ・JF ・水産高校 ・地域生産活動グループ ・和紙協同組合 ・建設業協会 ・郵便局 ・バス、交通機関 ・サービス業者（温泉、飲食、理美容） ・買い物支援 ・介護団体 ・NPO ・新規起業家 ・浜田商工会議所 ・石央商工会（女性部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済、産業の基盤 ・市民、地域との連携協働による地域課題の解決、地域活性化への貢献 ・市民、地域との連携協働による持続可能な地域経済の担い手育成
2.観光、文化交流団体	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会 ・文化協会 ・神楽社中 ・神社氏子 ・口説き ・郷土史家 ・企業メセナ ・文化サークル、団体（舞踊、茶道、合唱団、フラダンス） ・若者グループ ・老人クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（景観、森林、文化、歴史、伝統工芸品等）の強みを生かした集客交流による地域の活性化への貢献 ・市民、地域との連携協働による交流人口、関係人口拡大への貢献
3.市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会 ・まちづくり推進委員会 ・自治会 ・町内会 ・自治会長会 ・連合自治会 ・婦人会 ・女性ネットワーク ・社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会 ・福祉法人 ・浜田市健康長寿推進協議会 ・高齢者クラブ、サロン ・民生児童委員協議会 ・老人施設協議会 ・公民館 ・消防署 ・消防団 ・自主防災組織 ・駐在所 ・防犯協会 ・交通安全協会 ・郵便局 ・医療機関 ・食生活改善推進協議会 ・消費者問題研究会 ・交通指導員 ・見守隊（青バト） ・商店、事業所（見守り） ・県立大学（見守りサークル） ・市民団体（スポーツ、文化） ・PTA ・子供育成会 ・主任児童委員の会 ・保育園、幼稚園 ・NPO（おやこ劇場） ・スポーツ少年団（浜田ボーイズ） ・子育て支援団体 ・若者グループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心、文化、健康、生きがい活動等の活動により、市民生活の維持、活性化の基盤、地域コミュニティ活性化への貢献
4.大学、専門学校、小学校・中学校・高等学校、図書館・博物館・公民館等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 ・校長会（小、中） ・水産高校 ・専門学校 ・県立大学 ・公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びの機会提供と地域を担う人材育成、市民・地域との連携協働による地域課題の解決、地域活性化への貢献
5.自治体・行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・行政（県、市） ・消防署 ・駐在所 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の基盤形成、生活支援 ・資金・人的サポート、アドバイス等市民・地域との連携協働による地域活性化の支援

条例案を作成していくイメージ（随時更新）

浜田市のまちづくりの課題整理

（検討部会において整理、第3回検討委員会で状況報告）

これまでのまちづくりの現状と課題を探る。



条例に盛り込みたい内容

（第3回検討委員会）

これからのまちづくり条例にどのようなことを盛り込んでいけば良いか。（条例の前文、目的、理念にあたる場所）



条例に盛り込みたい内容の整理及び各種団体の役割

（第4回検討委員会）

条例の中で伝えたいことの整理
協働のまちづくりを進めるために必要な団体やその役割を整理



条例の柱だての整理

第5回及び第6回検討会議で意見交換を行っていきますので、
所属する団体等でご意見を聞くなどにより意見をまとめていただき、
柱だてに反映していきます。

（第5回及び第6回検討委員会）

盛り込む項目を整理し、条例の柱立てを検討する。



条文及び条文の解説書の作成

（第7回～第8回検討委員会）

実際に条文を作成する。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例（骨子）案

1 設置目的

これまで自治区制度において目指してきたまちづくりの精神を受け継ぎ、これまで以上に住民が主体となって、暮らしやすい地域社会を実現できるよう、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など多様な主体の参画と協働による持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 基本理念

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、これまでのまちづくりの実践の蓄積を大切に、市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の想い」を定めます。

3 協働の原則

市、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、NPO、企業など本市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

4 地域協議会

これまでの自治区制度と同様に地域協議会の設置について、区域、役割、体制等について定めます。

基本的に大きな変更はありませんが、役割において、市長の諮問事項や市長への提言事項について内容を改めます。

5 支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、公民館単位を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような交流の場づくりや、地域の声を市政に反映させる体制など様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域におけるまちづくりを支えるため、公民館のコミュニティセンター化による地域拠点の機能の強化や人員の拡充、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保、さらには職員の意識醸成や能力形成などを進めます。